

寛家塾 しんじん・るい
入 塾 約 款

(契約の成立)

第1条 入塾申込者（以下申込者という）は、契約書の内容及び以下の条項を承諾のうえ、本日、寛家塾しんじん・るい（以下当塾という）に対して入塾の申込みを行い、当塾はこれを承諾します。

(役務の提供及び対価の支払)

第2条 当塾は、申込者に対し、当塾の定める学習指導カリキュラムの中から申込者が選択した契約書記載の内容の役務を提供します。

2 申込者は、契約書に記載された金額を当塾の指定銀行口座に期日（当月25日）までに振り込むこととします。（振込手数料はご負担いただくこととなります）

(学習指導の形態)

第3条 家庭教師とは、当塾の講師が生徒の家庭を訪問し、生徒の要望に応じた学習指導を行うものとします。

(毎月のカウンセリング)

第4条 生徒や保護者のカウンセリングは、対面またはオンラインで希望の日時で予約でき、毎月30分まで無料とし、15分あたり1000円で延長でき、延長分含め1時間まで利用できるものとします。

2 カウンセリング内で得た個人情報を第三者に漏洩または無断使用することは一切ありません。

(学習指導の実施曜日・実施時間)

第5条 当塾は、原則的に契約書記載の曜日と時間において毎月学習指導を行います。但し、長期休暇等がある場合には、申込者の要望に応じて短期的な別途指導プランを提案します。

2 授業をキャンセルする場合は、授業日午前中までに連絡をし、それ以降は授業料が満額発生するものとします。

3 授業日午前中までにキャンセルした場合は、毎月固定の授業日時以外で授業を振り替えることができ、キャンセルした分の授業料は返金しないものとします。

(学習指導期間と契約期間)

第6条 学習指導の契約期間は、基本的に1ヶ月間とします。申込者或いは当塾から所定の申し出が無い限り、1ヶ月単位の自動継続とします。

(入塾申込み後のクーリングオフ等)

第7条 申込者は、本契約書の交付の日を含め8日以内は書面によって申込みを撤回し、又は契約を解除することができます。

(入塾申込み後の撤回又は解除の方法)

第8条 前条による申込みの撤回又は契約の解除は申込者が申込みを撤回する旨又は契約を解除する旨を記載した書面を、学習塾宛に発信した時より成立します。

(撤回又は解除後の前払い金の返還方法)

第9条 前条による申込みの撤回又は契約の解除については、手数料は不要とし、申込者は損害賠償又は違約金

の支払いを請求されることはありません。既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。

(中途解約)

第10条 当塾は、第7条本文に定める期間の経過後、申込者から書面により契約の解除の申し出があった場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲で損害を請求できるものとし、それを超える前受金を受領している場合には全額返還するものとします。

1 学習指導開始後である場合、1ヶ月分の授業料に相当する金額

2 学習指導開始前である場合、契約の締結及び履行のために通常要する、あるいは実際に要した費用の額

3 当塾の事情変更等に基づく中途解約にあたっては、解約手数料等を徴収しないものとします。

4 原則的に解約希望日の1か月前までに、解約の申請をするものとします。

(損害賠償)

第11条 当塾の講師による業務の遂行に起因して、生徒等の第三者の生命、身体を害し、又は財産を損壊したことに法律上の損害賠償責任を負うべき場合に、当塾は相応の補償を行います。

但し、当塾の講師の管理下でない間に発生した事故、当塾の生徒の能力又は技術が向上しないことに起因する損害については、一切損害賠償の責めは負いません。

また、生徒の行為に起因する偶然な事故については、法律上の損害賠償に基づき生徒及びその法定監督義務者が解決にあたるものとします。

(紛争の解決)

第12条 本約款に定める事項について疑義や争いが生じた場合、両者協議の上、解決するものとします。

2 本契約に定めのない事項については、民法及び特定商取引法その他の法令によるものとします。

以上の内容を承諾し、入塾を申し込みます。

(家庭教師)

年 月 日

申込者氏名：

申込者の入塾を承諾します。

年 月 日

寛家塾 しんじん・るい